

一般財団法人馬事畜産会館定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人馬事畜産会館（以下「会館」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会館は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 会館は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 会館は、馬事その他畜産一般に関する知識の普及を図るとともに、馬事その他畜産関係団体及び馬事その他畜産関係者の業務上の便益を図り、もって馬事その他畜産の発達に資することを目的とする。

(事業)

第4条 会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 馬事その他畜産関係団体及び馬事その他畜産関係者等に対する馬事畜産会館（第5条第2項の基本財産をいう。）の貸付けに関する事業
- (2) 馬事その他畜産に関する事業を行う者に対する助成及び寄附
- (3) 馬事その他畜産に関する調査研究
- (4) 馬事その他畜産に関する図書その他の資料の収集及び展示
- (5) 馬事その他畜産に関する印刷物の刊行
- (6) 馬事その他畜産に関する知識の普及宣伝
- (7) その他会館の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 会館の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、会館の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 会館の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(基本財産の処分等)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、会館の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の承認を経て、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数による決議により、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(借入金)

第8条 会館は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 会館は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数による決議を経て、評議員会の決議により、基本財産の額を限度として長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第9条 会館の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 会館の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数による承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きくものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 会館の事業報告及び決算については、会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第12条 会館は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 会館に、評議員6名以上10名以内を置く。

(選任及び解任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、会館の理事、監事又は職員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第99条第2項の使用人をいう。以下同じ。）を兼務することができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員の報酬は、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給に関する基準に従って算出した額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、評議員には、その職務を行うに要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議することができるほか、会館の運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等（第29条に規定する報酬等をいう。）の総額及び報酬等の支給に関する基準の決定
- (4) 評議員に対する報酬等の支給に関する基準の決定
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) 基本財産の処分、担保の設定又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集及び議長)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会の開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
- 5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、担保の設定又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員（当該事項について議事に加わることができるものに限る。）の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された2名の評議員が前項の議事録に記名押印する。

3 会館は、評議員会の日（前条第 4 項の規定により評議員会の決議があったものとされた日を含む。）から 10 年間、第 1 項の議事録又は前条第 4 項の意思表示を記載した書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第 23 条 会館に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうちから、1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長を代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事及び監事の選任に当たって、評議員会からの諮問に応じ、馬事その他畜産に係る団体は、評議員会に理事及び監事を推薦することができる。
- 4 会館の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 会館の監事には、会館の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係があるものを含む。）並びに会館の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会館を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して業務を執行する。
 - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 6 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、前項の規定による報告については、適用しない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、会館の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務

務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。なお、この場合、会館は、その評議員会の開催の 10 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、評議員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給に関する基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会館の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集し、会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、定例理事会として毎事業年度 2 回開催するほか次のいずれかに該当する場合に、臨時理事会として開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合で、その請求をした理事が、理事会を招集したとき。
- 4 理事会を招集するには、各理事に対し、理事会の開催日の10日前までに開会日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した招集通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項につき提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会館は、理事会の日（前条第2項の規定により理事会の決議があったものとされた日を含む。）から10年間、第1項の議事録又は前条第2項の意思表示を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第35条 会館に顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長が選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には、費用を弁償することができる。

(顧問及び参与の職務)

- 第36条 顧問は、会館の運営に関する重要事項について会長の諮問に応じる。
- 2 参与は、会館の職員として会館の業務を処理する。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第37条 会館の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第39条 会館は、基本財産の滅失による会館の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 会館が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、会館と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 会館の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(細則)

第42条 この定款に定めるもののほか、会館の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第

50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 会館の最初の会長は山内英樹、専務理事は倉澤景晴とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

小 川 諄

栗 本 共 明

古 平 力

佐々木 丈

鳥 山 晃

西 田 洋 二

松 田 豊

森 川 末 広

附 則 (平成25年8月6日第1回臨時評議員会決議)

この定款の変更は、平成25年8月6日から施行する。